

小矢部市転入者リフォーム助成金

申請の手引き

定住人口の増加を図るため、小矢部市に転入し、住環境を整えるため既存住宅のリフォーム工事を行う方にその費用の一部を助成します。

この手引きは、助成金申請の手続きと、申請書等の作成について説明するものです。申請にあたっては、必ず手引きの内容をご確認ください。

◆主な要件◆

- ① 転入日の前1年間において小矢部市外に居住し、小矢部市への転入を契機に行う住宅リフォーム工事であること
 - ② 市内業者(支店、営業所含む。)が施工する対象経費50万円以上の工事であること
 - ③ 転入者または世帯員のいずれかが市内に所有する戸建住宅であること
 - ④ 世帯全員が市税を滞納していないこと
 - ⑤ 交付決定を受けた後に工事に着工し、当該年度末までに実績報告書を提出できること
- ※ 申請は1住宅1回限りです。複数のリフォームを同時期に行う場合は、まとめて申請ください。

◆助成金額◆

助成対象経費の10%(1,000円未満切捨/上限10万円)

【注意】原則、交付決定通知書が届いてから工事に着工するもののみ助成対象とします。

申請受付窓口・問合せ先

小矢部市 企画政策部 定住支援課

富山県小矢部市本町1番1号 小矢部市役所1階

電話:0766-67-1760(内線733)

開庁日時:平日8:30~17:15(土日、祝日、年末年始は受付していません。)

申請様式や本手引きは、小矢部市のホームページからダウンロードすることができます。

小矢部市ホームページ(<http://www.city.oyabe.toyama.jp/>)内にて、

おやべで暮らそう>定住助成>小矢部市転入者リフォーム助成金 とお探してください。

1. 申請の要件

(1) 対象となる住宅

下記の全てに該当するもの

- ・ 転入者自らが居住するため、自己もしくは直系親族が所有する^{※1}一戸建て住宅であること
※1 共有名義の場合も含む。
- ・ 現在又は過去に人の使用に供されたことがあるもの
- ・ 過去に転入者リフォーム助成を受けたことのない住宅であること

○(対象となる例)
<ul style="list-style-type: none">・ 持ち家の一戸建て・ 店舗併用住宅(住宅部分のみ、共有部分については面積按分で助成。)
×(対象とならない例)
<ul style="list-style-type: none">・ 建築中の住宅・ 世帯全員が市税を滞納していないこと・ 店舗、事務所、作業所等(住宅でないもの)

(2) 対象となる者

下記の全てに該当するもの

- ・ リフォーム工事後、同住宅に住居登録のある方
(実績報告書の提出までに登録を行う予定の方も含む。)
- ・ リフォーム工事の契約者
- ・ 過去にこの助成金の交付を受けていない方

(3) 助成金の交付条件

下記の全てを満たすこと

- ・ 交付決定を受けた後に対象工事に着手するものであって、申請年度の末日までに実績報告を提出できること
- ・ 市内業者(支店、営業所含む。)が施工する、対象経費50万円以上の工事であること
(世帯員が事業主として工事をするものは含まない。)
- ・ 世帯員全員が市税等(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税)の滞納をしていないこと
(交付日以後3年以内に滞納となる場合は、助成金の返還が必要となります。)
- ・ 申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの助成金の交付を受けていないこと
(助成金の交付を受けることができるのは「人」・「住宅」ともに一度のみとなります。)
- ・ 世帯員のいずれかが所有する住宅であること(共有名義の場合も含む。)
- ・ 本市の他の補助制度^{※2}の適用を受けていない工事であること
※2 例外として併用可能な補助制度もありますので、詳しくは4ページをご確認ください。

2. 対象となるリフォーム工事

以下3点を全て満たすこと

- ・ 住宅の建物本体の居住部分に対して行う工事(増改築及び修繕、模様替)
- ・ 市内業者(支店又は営業所含む。)が施工する、対象経費の合計が50万円以上の工事
- ・ 建築基準法、その他関連法に適合する工事

◆対象となる工事の例

工事内容	備考
居住部分の増築工事(子ども部屋、物置部屋、浴室など)	
屋根、外壁の改修、室内の改装、間取り変更	
ベランダ、サンルームの増築・改修	
住宅の床フローリング張替え、畳の取替え	
給排水衛生設備、空調設備、換気設備、電気・ガス設備工事	設置、交換する部屋の内装工事(壁・柱・床等の主要構造部の改修)を伴う場合に限り対象とする
浴室、トイレ、台所などの水まわり改修工事	
給湯設備(ボイラー、エコキュート、追い焚き釜含む)の設置、交換	給湯する居住部分の内装工事を伴う場合に限り対象とする
室内建具、サッシ、玄関戸の取替え	
住宅の改修を含む下水道接続工事	
耐震補強工事	耐震効果が確実にあがるものに限る
断熱改修(外壁、屋根、天井、窓、ガラスの交換等)工事	
手すり設置、段差解消などの住宅内バリアフリー工事	

◆対象とならない工事の例

工事内容	備考
世帯員自らが自宅を工事するもの	
住宅の新築工事	
建物の解体のみ行う工事	
住宅と別棟の車庫、カーポート、物置、納屋の工事	
店舗、事務所、作業所の工事	併用住宅の場合、居住部分のみ対象
外構工事(門、堀、フェンス、ブロック塀、ウッドデッキ、庭、舗装、芝張りなど)	
造園工事、さく井工事	
合併浄化槽の設置、交換	
下水道接続工事のみ(管路工事)	
太陽光発電装置、太陽熱温水装置の設置	
移動又は取り外し可能な製品(カーテン、テーブルコンロ、ベッド、机、棚類など)の購入・設置	

工事内容	備考
家庭用電化製品(食洗機、テレビ、洗濯機、照明器具など)の購入	照明器具については、設置・交換する居室の内装工事(壁・柱・床等の主要構造部の改修)を伴う場合は対象とする
電気・ガス製品(IHクッキングヒーターなど)の購入	システムキッチンと一体型(ビルトイン方式)のものは対象とする
ディスプレイ設置工事	製品代・設置費ともに対象外
障子・ふすま紙・カーペットの貼り替え、畳の表替え・裏返し	
電話、CATV、インターネットなどの配線工事	
防犯機器(テレビドアホン、監視カメラ、赤外線防犯システムなど)、防災機器(火災報知器など)、通信機器(アンテナなど)の設置工事	製品代・設置費ともに対象外
冷暖房設備(エアコン、薪ストーブ、蓄熱暖房機、FF暖房機など)の器具のみの設置・交換	設置、交換する部屋の内装工事(壁・柱・床等の主要構造部の改修)を伴う場合は対象とする
白アリ駆除等の消毒・薬剤散布	
ハウスクリーニング、配水管等の清掃	
災害等による保険給付の対象となる工事	
公共工事で移転する工事	
市の他の補助を受ける工事	下記参照

×

◆市の他の補助制度

※各々の制度内容の詳細については、各担当課にお尋ねください。

制度名称	併用	担当課	連絡先
小矢部市定住促進助成金	○	定住支援課	67-1760(代)
富山県木造住宅耐震改修支援事業	○	都市建設課	
小矢部市耐震シェルター等設置支援事業	○		
おやべの木活用促進事業補助金	○	農林課	
ペレットストーブ設置推進事業補助金	×	生活環境課	
小矢部市単独処理浄化槽撤去事業補助金	×	上下水道課	
小矢部市下水道排水設備改造資金利子補給	○		
小矢部市農業集落排水設備改造資金利子補給	○		
小矢部市合併処理浄化槽改造資金利子補給	○		
小矢部市合併処理浄化槽設置整備事業補助金	×		
小矢部市下水道水洗化促進助成金	○		
高齢者が住みよい住宅改善支援事業補助金 <small>事前相談必須</small>	○	健康福祉課	67-8605
在宅重度障害者住宅改善費補助金 <small>事前相談必須</small>	○	社会福祉課	67-8601

3. 提出書類

(1) 交付申請に必要な書類

★申請に必要な部数は「1部」です。

★提出いただいた書類は返却できませんので、必要な方はあらかじめコピーをお取りください。

提出が必要な方	必要な書類
すべての方	<p>交付申請書(様式第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者の押印(認印可、シャチハタ不可)があること <p>※同居予定者数が多くて書ききれない場合は、申請書を2枚利用してください。</p>
	<p>対象住宅の登記事項証明書(又は固定資産税課税台帳の写し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物の所有者を確認できるもの(コピー可) <p>※申請者と所有者が同一である必要はありません。(共有名義の場合も同様)</p> <p>※共有名義の場合は、事前に他の共有者からリフォームの許可を得てから申請するよう、注意してください。</p>
	<p>工事見積書</p> <ul style="list-style-type: none"> 積算内容の内訳が分かるもの(コピー可) 対象経費か否かが確認できるもので、その額が申請書記載額と一致するもの
	<p>工事内容が分かる間取り図、位置図 など</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事内容が分かる間取り図、位置図など(コピー可) 現況写真と照らし合わせて内容の確認ができるもの
	<p>対象工事を行う住宅の現況写真(カラー)</p> <p>①と②の両方が必要です。</p> <p>① 対象となる住宅の全景の写真</p> <p>② 対象工事の実施予定場所の現況写真</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住の用に供されている部分であることが確認できること 撮影日(申請日前1ヶ月以内)が記入されていること 工事を実施する箇所は全て撮影してください。 <p>※携帯電話のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は提出書類として認められません。</p>
	<p>納税状況等の調査を認める同意書</p> <p>市への納税状況やリフォーム後の居住状況について確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住予定の方全員が、同意(住所及び氏名の記入、押印)されていること。 <p>※同意がない場合は、納税証明や住民票等の書類を提出していただくことになります。</p>
一部増築・一部改築・一部減築がある場合のみ	<p>戸籍の附票(転入者分のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在までの住所の履歴が確認できること <p>(転入の日前1年間において、本市に住所がなかったことを確認します。)</p> <p>一部増築・改築・減築工事の床面積と既存部分の床面積が確認できる図面</p> <ul style="list-style-type: none"> 増改減築工事を行う床面積と既存部分の床面積が確認できること(平面図・面積表など) <p>※増改減築工事が無い場合(床面積に増減が無い場合)は不要です。</p> <p>※工事内容が建築基準法など各種法令に適合していることを事前に確認してください。</p>

提出が必要な方	必要な書類
併用住宅の場合のみ	<p>居住部分と居住以外の部分が確認できる図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住の用に供する部分の床面積及び居住以外の用に供する部分の床面積が確認できること（平面図及び面積表など） <p>※専用住宅である場合は不要です。</p> <p>※屋根改修工事や外壁改修工事など、居住部分と居住以外の部分が明確に区分できない共通した部位に係る工事（共通工事）がある場合、共通工事費のうち居住部分の床面積按分の工事のみが補助対象となります。</p>
該当者のみ	<p>その他市長が必要と認める書類</p> <p>※対象となる住宅や世帯の状況などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求められることがあります。</p>

(2)実績報告に必要な書類

★申請に必要な部数は「1部」です。

★提出いただいた書類は返却できませんので、必要な方はあらかじめコピーをお取りください。

すべての方	<p>実績報告書(様式第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の押印(認印可、シャチハタ不可)があること ・ 工事完了後1ヶ月以内に提出すること
	<p>工事代金領収書 など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者(=申請者)に対して発行された領収書であること ・ 発行者の名称、所在地(市内の住所)の記入、及び社印又は代表者印の押印があること ・ 収入印紙が貼付けされ、消印があること ・ ただし書きで、対象工事に係る領収書であることが確認できること <p>※原本をお持ちください。こちらでコピーを取らせていただいた後、原本をお返します。</p> <p>※助成対象工事の事業費額との整合が確認できるものとしてください。</p>
	<p>対象工事が行われた状況が確認できる写真(カラー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時に提出した写真と比較して、対象工事が行われたことが明確に確認できること ・ 撮影日(報告書提出日前1ヶ月以内)が記入されていること ・ 工事を実施した箇所は全て撮影してください。 <p>※着手前写真とできるだけ同じアングルで撮影してください。</p> <p>※写真が暗い・ぼやけているなど状況が明確に確認できない場合は撮り直しをお願いする場合があります。</p>
	<p>請求書(様式第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の押印(認印可、シャチハタ不可)があること <p>※振込先の名義人は、申請者と同一としてください。</p> <p>※振込先を確認しますので、通帳または口座番号が確認できるものを持参ください。</p>
<p>アンケート</p> <p>※無記名ですが、実績報告書と併せてかならずご提出ください。制度についての検証を行うため、ご協力をお願いします。</p>	

提出が必要な方	必要な書類
変更がある場合のみ	工事の変更内容の分かるもの ・ 工事の変更内容の分かるもの(図面や変更見積など) ※申請時と実績報告を行う内容に変更がない場合は、提出不要です。
該当者のみ	その他市長が必要と認める書類 ※対象となる住宅や世帯の状況などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求めることがあります。

4. Q&A集

1. 助成対象者に関すること

Q1-1)同居する者の中で、誰が申請してもよいのですか？
リフォーム工事の契約者が申請をしてください。ただし、申請者がリフォームを行う家に居住すること、その住宅の所有者が同居することが必要になります。
Q1-2)週末だけ小矢部の家に住む予定にしています。主たる生活の本拠地は職場のある東京なので、住民票は東京の家から移す予定はありません。その場合でも対象になりますか？
対象となりません。 現に居住する住宅とは、社会通念上の生活の本拠地として住民登録や外国人登録を行っている場所を示すものと考えられるため、別荘については対象外となります。
Q1-3)所有者が共有名義(複数名義)の場合、代表で申請をすることが可能ですか？
可能です。ただし、共有名義の場合は、リフォームを行う前に、必ず所有者全員にリフォームの許可を得てから申請を行ってください。

2. 補助対象住宅に関すること

Q2-1)賃貸住宅や社宅は対象になりますか？
対象になりません。 持ち家(自ら又は同居直系親族が所有し、ともに居住している住宅)が対象ですので、賃貸住宅の所有者(大家さん)が工事を行う場合も対象になりません。
Q2-2)併用住宅の場合も対象になりますか？
住居部分の工事のみが対象になります。屋根の工事などで、住居部分とその他の部分の工事に分けられない場合は、床面積で按分して対象工事費を算出します。

3. 補助対象工事に関すること

Q3-1)市内業者とはどのような業者ですか？
市内業者とは、小矢部市内に居住する個人事業者又は市内に店舗(支店・営業所含む。)を置く法人事業者のことをいいます。 見積書・領収書等に記載されている住所にて、市内業者か否かを確認させていただきます。
Q3-2)自分で材料を買ってきて工事をした場合は対象になりますか？また、大工さん本人が自宅をリフォームする場合は、助成対象になりますか？
対象になりません。同居世帯員のいずれかが事業主として施工する工事も対象外です。
Q3-3)転入したばかりで小矢部市の業者がわかりません。紹介してもらえますか？
市では、施行業者の指定や紹介は行っていません。市内施行業者の組合等にご相談いただくか、タウンページ等でお探しください。
Q3-4)玄関の外にアルミ製の風除けを設置しようと考えていますが、助成対象になりますか？
居住する住宅の外構(生活する建物の外にある構造物)工事となりますので、対象になりません。ただし、外壁を壊して風除室を増築する場合は助成対象となります。

記入例

※太枠の中を全てご記入、押印ください。

住宅所在地		小矢部市本町1-1				
同居予定 世帯員 (申請者を含む)	フリガナ 氏名	生年月日 (年齢)	申請者との 続柄	住宅所有者 (○付)	転入(予定)者 (○付)	
	キカク マツオ 企画 松雄	S47.6.4	○歳	本人	○	○
	キカク アヤメ 企画 菖蒲	S47.7.5	○歳	妻		○
	キカク サクラ 企画 桜	H14.8.6	○歳	子		○
	キカク タイヨウ 企画 太洋	H17.9.7	○歳	子		○
			歳			
			歳			
施業者 所在地又は住所 名称 代表者氏名	※複数の業者を利用して書ききれない場合、裏面をご利用ください。 小矢部市清水369-1 津沢工務店 代表取締役 津沢 一郎 (電話番号 0766 - 67 - 1760)					
リフォームの内容	・浴室、トイレ、キッチンの改修					
リフォームの工期	○○年○○月○○日から○○年○○月○○日まで (予定)					
総事業費	助成対象工事の費用を記入すること。 ¥1,000,000 円 (税込みの見積金額)					
助成対象経費	¥1,000,000 円 (税込みの見積金額)					
他の補助事業の 適用の有無	<input type="checkbox"/> 無 (補助事業名) <input checked="" type="checkbox"/> 有 小矢部市下水道水洗化促進助成金			併用可能な補助金と併用を認めていない補助金があります。		
助成要件の確認	<input checked="" type="checkbox"/> 本制度について、今回が初めての申請です。		「人」・「住宅」の両方ともに1回限りの申請としています。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯全員が市税等を滞納していません。		交付日以後3年以内に滞納が発生する場合、申請内容に虚偽や不正行為があった場合、交付決定の取消や、助成金の返還を命ずることがあります。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 申請年度の末日までに実績報告書を提出します。 <input checked="" type="checkbox"/> 申込書に記載した内容に虚偽はありません。					
小矢部市転入者リフォーム助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 ○○年○○月○○日 (宛先) 小矢部市長 (申請者) 住所 ○○市□□1丁目2-1 氏名 企画 松雄 (印) 電話番号 (090-1234-5678)						

備考 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

(申請者)

住所 小矢部市本町1-1

氏名 企画 松雄



納税状況等の調査を認める同意書

小矢部市転入者リフォーム助成金の交付にあたり、交付を受ける年度の前年度から4年度分の私と私の世帯員等の市税等の納税状況及び交付後の住民登録状況を、関係機関から報告を求めることに同意します。

区 分	住 所	氏 名
世帯員等	小矢部市本町1-1	企画 竹造
世帯員等	小矢部市本町1-1	企画 うめ
世帯員等	小矢部市本町1-1	企画 菖蒲
世帯員等	小矢部市本町1-1	企画 桜
世帯員等	小矢部市本町1-1	企画 太洋
世帯員等		同居予定の方全員の氏名を記入してください。 なお、申請時点で住所が異なる場合は、別に記載ください。 (住所ごとに1枚)
世帯員等		

※同居する世帯員全員について記入してください。

※別世帯である場合は、別に同意書が必要になります。

※市税等とは、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税をいいます。

※同意書の提出がない場合、住民票や完納証明書等を提出する必要があります。

※氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

※太枠の中を全てご記入、押印ください。

住宅所在地	小矢部市本町1-1					
同居世帯員 (申請者を含む)	フリガナ 氏名	生年月日 (年齢)		申請者との 続柄	住宅所有者 (○付)	備考
	キカク マツオ 企画 松雄	S47.6.4	〇歳	本人	○	
	キカク アヤメ 企画 菖蒲	S47.7.5	〇歳	妻		
	キカク サクラ 企画 桜	H14.8.6	〇歳	子		
	キカク タイヨウ 企画 太洋	H17.9.7	〇歳	子		
			歳			
			歳			
リフォームの工期	〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで					
申請後に変更した 内容の記載	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有					
交付額の算定	〇〇年〇〇月〇〇日付け小矢部市指令定第〇号					
	助成対象経費 (申請額)			助成対象経費 (実績額) A		
	¥	1	0	0	0	0
	円					
	交付決定額			交付額の算定 B		
	1	0	0	0	0	
	円					
小矢部市転入者リフォーム助成金 及び添付書類に記載の事項は事実 と認められたものとします。	事業完了後、1か月以内かつ 申請年度の末日(3月31日) までに提出してください。					
(宛先) 小矢部市長	〇〇年〇〇月〇〇日					
(申請者)	住所 小矢部市本町1-1					
	氏名 企画 松雄					
	電話番号 (090-1234-5678)					

助成対象工事の
実際にかかった
費用を記入すること。

手元に届いている、交付決定通知書の内容を記入。

Aには助成対象経費の実績額をご記入ください。
BにはAの10% (千円未満切捨) と10万円
のいずれか低い方の額をご記入ください。

Aの10%(千円未満切捨)と10万円
のいずれか低い方の額を記入。

備考 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
審査の結果、算定した額と確定額が異なる場合があります。

記入例

日付けは空欄にしてください。

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

(申請者)

交付決定をされた人の住所、氏名、電話番号を記入して、押印してください。(業者名ではありません。)

住所 小矢部市本町1-1

氏名 企画 松雄



電話番号 (090-1234-5678)

〇〇年〇〇月〇〇日付け小矢部市指令定第〇号で交付決定を受けた小矢部市転入者リフォーム助成金について、下記のとおり交付されるよう請求します。なお、助成金は下記の口座に振り込んでください。

交付決定通知書の内容を記入してください。

記

額の確定後、請求金額が決まりますので、空欄にしてください。

1. 請求額

金 [] [] [] 0 0 0 円 (千円未満切り捨て)

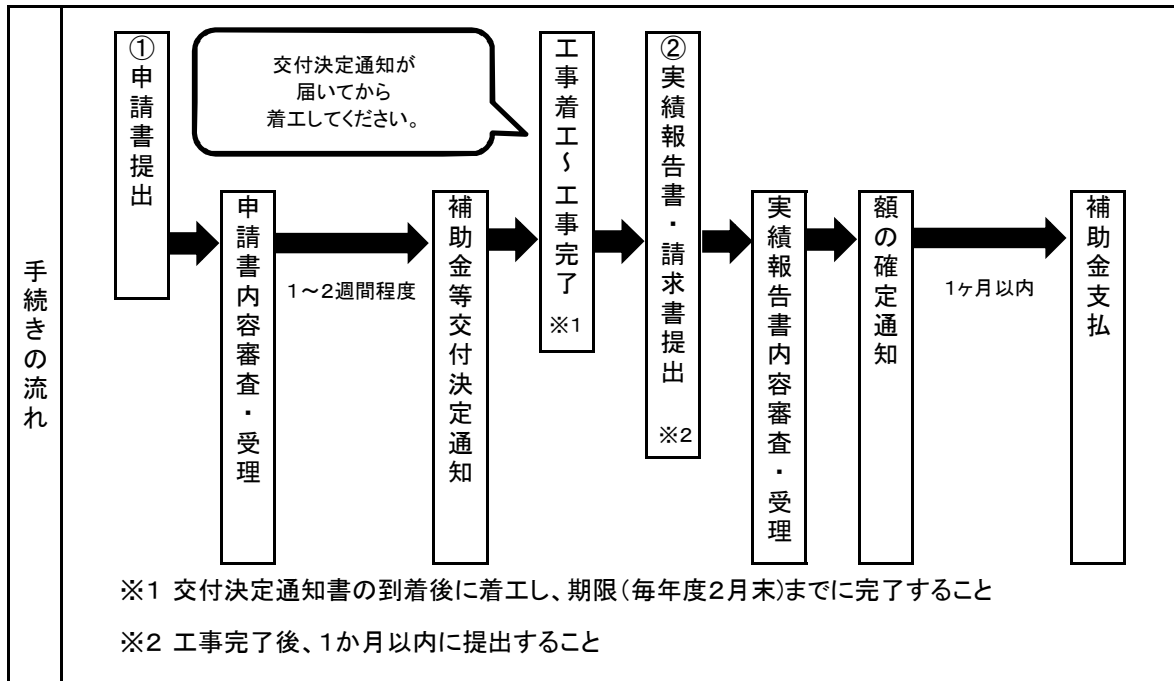
2. 振込口座

Table with 4 rows: 金融機関名 (小矢部 銀行農協 金庫組合 石動 本支店出張所), 預金種別 (普通・当座), 口座番号 (5 4 3 2 1 0), フリガナ (キカク マツオ, 企画 松雄)

※申請者本人が口座名義人となっているものに限りません。

・口座名義人が申請者と同一の方のものをご記入ください。
・ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号ではなく、振込用の口座番号を記入してください。

小矢部市転入者リフォーム助成金を申請される予定の皆様へ【チェック表】



<必要書類>

①申請

- 交付申請書(様式第1号)
- 対象住宅の登記事項証明書(又は固定資産税課税台帳の写し)
- 工事見積書(積算内容が分かるもの)
- 工事内容が分かる間取り図、位置図 など
- 工事実施前の日付入りの現場写真
- 転入者の戸籍附票
- 納税状況等の調査を認める同意書(様式第2号)

②実績報告・請求

- 実績報告書(様式第4号)
- 工事代金領収書等(原則、代金を支払い済みであることが必要です。コピー後、原本はお返します。)
- 工事実施後の日付入りの現場写真(申請時に提出したものと同一角度からのもの)
- 交付申請時と工事内容の変更がある場合、その変更内容の分かる図面等
- 請求書(様式第5号) ※振込先を確認できるものを持参ください。
- アンケート

申請を予定されている方へのお願い

- ★提出の際は、上記の口をチェック(☑)し、必要書類が揃っているか確認してください。
- ★着工後に申請をされた場合、助成を受けることができません。必ず工事着工前に申請をしてください。
- ★申請書を提出・受理しただけでは交付決定となりません。審査結果によっては非該当となり、申請を却下することもありますので、必ず交付決定通知書が届いてから、着工してください。
- ★世帯員に市税等の滞納がある場合は、要件を満たさず補助対象外となり、交付決定を取り消すことがあります。同居予定の世帯員全員に滞納がないことを、事前にご確認の上、申請書・実績報告書を提出してください。

<問合せ・申請場所>

小矢部市本町1番1号 小矢部市役所1階 定住支援課 / 電話:0766-67-1760(内線733) 平日8:30~17:15